

令和 4年 9月

お客さま各位

大同信用組合

当座勘定規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合は、手形等交換決済の電子交換所移行を踏まえ、令和4年11月4日付けで当座勘定規定を改定いたします。改定後の新规定は、当組合ホームページ上に掲載します。

なお、改定日以前よりお取引きいただいているお客さまにも適用させていただきます。

記

1. 改定する預金規定等

当座勘定規定（一般当座用）

当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 規定適用開始時期

令和4年11月4日（金）

3. 主な改定内容

- (1) 振出人等への支払済手形の受渡し期限の設定、および同期限経過後の取扱規定の追加
- (2) イメージデータ（画像）により印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定の追加
- (3) 全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

<例：当座勘定規定>

（下線部が改定箇所）

改 定 後	現 行
第7条（手形、小切手の支払） ① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u> ③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第7条（手形、小切手の支払） ①（同左） <u>（新設）</u> ②（同左）
第8条（手形、小切手用紙） ① 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 ② 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付し	第8条（手形、小切手用紙） ①～③（同左）

改 定 後	現 行
<p>た手形用紙であることを確認してください。</p> <p>③ 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</p> <p><u>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u></p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとし、ます。</u></p> <p><u>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>④ (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第16条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)</u> を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙 <u>(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)</u> を、相当の注意をもって第9条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>第16条 (印鑑照合等)</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑 (または署名鑑) と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p> <p>③ (同左)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p>第26条 (個人情報情報センターへの登録)</p> <p>個人取引の場合において、つぎの各号の事由が一つでも生じたときは、その事実を銀行協会</p>

改 定 後	現 行
	<p>の運営する個人情報センターに5年間（ただし、下記第3号の事由の場合のみ6か月間）登録し、同センターの加盟会員ならびに同センターと提携する個人情報機関の加盟会員は自己の取引上の判断のため利用できるものとし、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 差押、仮差押、支払停止、破産等信用欠如を理由として解約されたとき。 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 3. 手形交換所の不渡報告に掲載されたとき。

以 上